

平成30年度

行政監査報告書

【県の施設における防犯対策について】

石川県監査委員

目 次

		頁
第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマと選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の着眼点	1
3	監査対象機関及び監査の実施方法	1
第 4	監査の結果	2
1	防犯対策の取組について	2
2	防犯対策の設備等の整備について	7
3	関係機関との連携について	1 1
4	防犯対策の見直しや新たな取組について	1 2
第 5	意見	1 5
1	防犯対策の取組について	1 5
2	防犯対策の設備等の整備について	1 6
3	関係機関との連携について	1 7
4	防犯対策の見直しや新たな取組について	1 7
5	結び	1 8
 (資料)		
	監査対象機関	1 9

第1 監査の趣旨

今回の行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについてテーマを定めて実施したものである。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査のテーマ

県の施設における防犯対策について

2 選定理由

県庁舎をはじめとした県の施設については、県民のみならず、不特定多数の者に利用されているが、平成30年3月に金沢市役所において、来庁者による職員への刺傷事件が発生し、全国的にも同様な事例が発生している。このため、県の施設についても、利用者及び職員の安全・安心の確保のための取組の充実が求められているところである。

このようなことから、県の施設における不審者の侵入など緊急事態発生時の防犯体制や対応等の状況、利用者等の安全・安心確保のための取組状況などについて監査を実施し、今後の行政事務の改善に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

平成30年10月から平成31年2月まで

2 監査の着眼点

- (1) 防犯対策の取組は行われているか
- (2) 防犯対策の設備等は整備されているか
- (3) 関係機関との連携が図られているか

3 監査対象機関及び監査の実施方法

今回の監査においては、本庁、出先機関及び公の施設の233の機関（警察の組織を除く。）を対象とし、防犯対策の取組状況等を把握するため、平成30年10月1日を調査基準日として、書面調査を実施した。また、書面調査の結果を踏まえ、抽出した5機関について、現地において聞き取り調査を行った。

なお、公の施設のうち、指定管理施設については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した。

第4 監査の結果

1 防犯対策の取組について

今回の監査対象機関数233機関のうち、当該機関が施設（庁舎）管理を行っている施設は、215施設となっている。（表1）

表1 対象機関の状況（平成30年10月1日現在）

区 分		監査対象機関数	施設(庁舎)管理施設数
知事部局	本 庁	1	1
	出先機関	98	86
	小 計	99	87
議会事務局	本 庁	1	-
教育委員会	出先機関	66	61
	(うち学校)	(56)	(56)
公の施設(指定管理・直営)		67	67
合 計		233	215

- 注) 1. 施設(庁舎)管理施設数は、単独の施設(庁舎)及び合同庁舎における庁舎管理者数の合計とした。
 なお、公の施設(指定管理・直営)は、全て単独の施設とした。
 2. 本庁は、行政庁舎・議会庁舎を合わせて、施設(庁舎)管理施設数1としている。
 3. 警察の組織を除く。

(1) 防犯に関する責任者について

施設（庁舎）管理を行っている215施設のうち、防犯に関する責任者を定めているのは112施設（52.1%）であった。（表2）

なお、防犯に関する責任者について、法令上の選任義務はないが、教育委員会が所管する全ての学校において、責任者を定めていた。

本庁では「石川県庁舎等管理規則」により、総括庁舎管理者や庁舎管理者が置かれており、出先機関では所属長や管理部長、総務課長、校長、教頭、事務長などが、公の施設では施設長や事務局長などが防犯に関する責任者となっていた。

出先機関では、事務分担表に、防犯に関する責任者の事務分担として、「防犯及び防災計画に関すること」や「危機管理に関すること」などと記載している所属もあった。

表2 防犯に関する責任者

回 答	施設数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
定めている	112	52.1	86	26
特に定めていない	103	47.9	62	41
計	215	100.0	148	67

(2) 防犯に関する委員会・連絡会議について

施設（庁舎）管理を行っている215施設のうち、防犯に関する委員会を設置しているのは23施設（10.7%）であり、その名称は、安全管理委員会、危機管理委員会、学校安全委員会、安全防災委員会、リスクマネジメント委員会などであった。（表3）

委員会を設置している施設においては、不審者侵入時のマニュアルの作成・改定や防犯訓練・避難訓練の内容、防犯設備・用具の設置又は配備などを委員会の審議事項としているところがあった。

また、学校関係の委員会では、地域関係者や警察、保護者などの学校関係者以外が委員として参加し、生徒の登下校時の安全対策や不審者対策について助言を行っているところも見受けられた。

表3 防犯に関する委員会

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
設置している	23	10.7	21	2
設置していない	192	89.3	127	65
計	215	100.0	148	67

注) 所属又は施設の防犯に関する責任者や担当で構成され、定期的（年1回以上）に開催される委員会を「防犯に関する委員会」とした。

防犯に関する委員会を設置していない施設においても、随時、連絡会議を開催しているところがあった。

現地調査を行った施設では、委員会議事録や不審者侵入対応マニュアル、ヒヤリ・ハットの事例を施設内共有サーバーに保存し職員が閲覧できるようにしているところや、危機管理マニュアルを全職員に配付し職員会議で周知するなど、職員間の情報共有を図っているところもあった。

(3) 不審者侵入対策（対応）マニュアルについて

施設（庁舎）管理を行っている215施設のうち、不審者侵入対策（対応）についてマニュアルを作成しているのは、学校教育施設、社会福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、公園施設など87施設（40.5%）であった。（表4）

なお、教育委員会においては、「学校保健安全法」により、学校安全計画の策定及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成が義務付けられており、全ての学校においてマニュアルが作成されていた。

社会福祉施設においては、平成28年7月に発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設における殺傷事件などを機に、マニュアルが作成されていた。

マニュアルは、各施設の特性や実情を踏まえて作成されており、不審者への対応、警察等関係機関への連絡通報、利用者の安全確保・避難誘導體制、職員の役割分担などの項目が記載されていた。

表4 不審者侵入対策（対応）マニュアル

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
ある	87	40.5	67	20
ない	128	59.5	81	47
計	215	100.0	148	67

注) 他のマニュアルにおいて不審者侵入対策（対応）が記載されている場合を含む。

なお、マニュアルは、全ての施設で必要に応じて見直しが行われていた。

見直しの理由は、防犯訓練（講習）の検証結果によるものや、人事異動等で組織や分担に変更が生じたことによるもの、県内外で発生した事件や事案を受けて記載事項を追加したことによるもの、などであった。

(4) 防犯訓練（講習）の実施状況について

施設（庁舎）管理を行っている215施設のうち、平成29年4月1日から平成30年9月30日までの間に、防犯訓練（講習）を実施したのは、64施設（29.8%）であり（表5）、不審者侵入対策（対応）マニュアルを作成している施設の約7割（60施設 69.0%）で実施されていた。また、マニュアルを作成していないと回答した施設で実施したところは、4施設あった。

防犯訓練（講習）を実施した64施設のうち、平成30年3月に発生した金沢市役所職員刺傷事件を受け、新たに訓練（講習）を実施したところは5施設（7.8%）あった。

防犯訓練（講習）の実施形態については、単独で実施した施設が多く（92.2%）、消防訓練等の実施の際に、不審者侵入を想定した避難誘導訓練を行っているところもあった。（表6）

なお、防犯訓練（講習）を実施しなかった151施設のうち、12施設が平成31年6月までに実施を予定している。

表5 防犯訓練（講習）の実施

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
実施した	64	29.8	61	3
実施していない	151	70.2	87	64
計	215	100.0	148	67

表6 防犯訓練（講習）の実施形態（複数回答）

回 答	施設数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
単独で実施	59	92.2	56	3
消防訓練等に併せて実施	6	9.4	6	0

注) 割合は、実施64施設における構成比

防犯訓練（講習）の実施にあたり、57施設（89.1%）が警察などの機関の支援や協力を受けており、その内訳は警察（96.5%）、警備会社（5.3%）のほか、消防署や自治会役員などであった。（表7）

表7 防犯訓練（講習）の実施にあたり、支援や協力を受けた機関（複数回答）

回 答	施設数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
警察	55	96.5	53	2
警備会社	3	5.3	3	0
その他	5	8.8	5	0

注) 割合は、実施64施設のうち、支援や協力を受けた57施設における構成比

防犯訓練（講習）の対象者は、施設の職員や、利用者、児童・生徒、入居施設等の従業員、守衛及び警備受託会社の警備員などであった。（表8）

防犯訓練（講習）の内容は、警察署員や警備会社指導員などによる防犯についての講義・講話や、職員への応援要請などの情報伝達、緊急連絡網による通報訓練、避難誘導訓練（安全確認を含む。）、防犯設備・用具の使用法の説明、不審者対応実技訓練などであった。（表9）

情報伝達では、不審者の特徴や侵入場所、現在位置などの必要な情報を適確に伝える訓練などが行われていた。

不審者対応実技訓練では、警察署員や職員などを不審者に見立てて、危険回避方法やさすまた等の防犯用具を使用した訓練、護身術の講習が多かった。なお、負傷者への応急手当（心肺蘇生、AED操作）講習を併せて実施した施設もあった。

また、前年度の訓練動画を視聴して比較確認を行ったところや、地域安全マップを活用し、学校周辺の注意すべき場所や不審者に遭遇した場合の留意点を再確認しているところもあった。

訓練方法では、不審者に対する対応パターンを複数想定して行ったり、不審者が複数の場合を想定して行ったところや、夜間の職員体制を想定した訓練を行った施設もあった。また、不審者侵入時の避難方法を児童生徒へあらかじめ指導した上で、訓練日時を予告しないで行ったところもあった。

表8 防犯訓練（講習）の対象者（複数回答）

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
職員 (守衛を除く。指定管理者職員を含む。)	53	82.8	50	3
施設利用者、児童・生徒	49	76.6	48	1
入居施設等の従業員	4	6.3	3	1
守衛及び警備受託会社の警備員	4	6.3	4	0
その他	2	3.1	2	0

注) 割合は、実施64施設における構成比

表9 防犯訓練（講習）の内容（複数回答）

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
防犯についての講義・講話	59	92.2	57	2
情報伝達・通報訓練	19	29.7	16	3
避難誘導訓練	16	25.0	13	3
防犯設備・用具の使用方法的説明	23	35.9	21	2
不審者対応実技訓練	43	67.2	41	2
その他	1	1.6	1	0

注) 割合は、実施64施設における構成比

なお、これまで実施した防犯訓練（講習）の結果を、施設の防犯対策や安全対策に生かしているところもあり、その主な内容は下表（表10）のとおりであった。

表10 防犯訓練（講習）結果を踏まえた、施設の防犯対策や安全対策の主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の連絡等の対応に関して、所属全体で遺漏なく取り組むべきことを確認した。 ・ 職員や生徒の安心感や防犯意識の向上及び防犯技術の向上につながっている。 ・ 不審者対応マニュアルの確認と見直しを行った。 ・ 避難経路を周知徹底している。 ・ さすまたを1本保有していたが、複数で対応するため追加購入した。 ・ さすまたの保管場所を変更した。 ・ さすまたを置いてはあったが、正しい使用法を学んだことにより、適切に使用できるようになった。 ・ 不審人物、不審車両に対する生徒への日常的な指導を強化している。 ・ 防犯用具以外に、防犯用具となり得る物の場所を確認した。また、複数の教職員で対応するための連絡体制を強化することができた。 ・ 教職員による校地内及び学校周辺の巡回頻度を増やした。

- ・ ささいなことでも、不審者情報を学校へ連絡する場面が増えた。学校は迅速に、保護者や関係機関に不審者情報を報告することができた。
- ・ 来校者に対する入校確認の徹底と声かけを、より進んでするようになった。
- ・ 不審者対応について、児童生徒の障害等の実態に応じた個別指導ができた。
- ・ 児童生徒が学校にいる時間帯は、玄関扉を常時施錠している。
- ・ これまで、職員は携帯電話を常時所持していなかったもので、常時所持し、連絡をすぐにできるようにした。

(5) 寄宿舍における状況について

学校等の寄宿舍における取組状況について別途調査したところ、寄宿舍がある10施設のうち、不審者侵入対策（対応）についてのマニュアルを作成しているのは、5施設（50.0%）であった。

また、平成29年4月1日から平成30年9月30日までの間に、防犯訓練（講習）を実施したのは、3施設（30.0%）であった。

訓練の内容は、夜間に不審者が侵入したことを想定した、警察への通報、舎内緊急放送、避難誘導の訓練などであった。

2 防犯対策の設備等の整備について

(1) 警備員の配置について

施設（庁舎）管理を行っている215施設において、警備員（守衛を含む。）を配置しているのは80施設（37.2%）であり、各施設の警備計画に基づいた保安警備業務や施設管理業務が行われていた。（表11）

警備の記録については、日ごとの警備報告書、警備日誌などにより確認されていた。

表11 警備員（守衛を含む。）の配置

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
配置している	80	37.2	68	12
配置していない	135	62.8	80	55
計	215	100.0	148	67

(2) 職員の巡回について

施設（庁舎）管理を行っている215施設において、職員（警備員及び守衛を除く。）による巡回を実施しているのは138施設（64.2%）であった。（表12）

日中や夜間の時間帯における施設内外の巡回で、1日当たりの巡回回数は、1回が57施設（41.3%）、複数回が78施設（56.5%）であった。（表13）

巡回の結果については、巡回点検項目の確認や巡回点検報告書の供覧などが行われていた。

表12 職員（警備員及び守衛を除く。）の巡回

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
実施している	138	64.2	84	54
実施していない	77	35.8	64	13
計	215	100.0	148	67

表13 職員（警備員及び守衛を除く。）の1日当たりの巡回回数

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
1回	57	41.3	44	13
複数回	78	56.5	39	39
不定期	3	2.2	1	2
計	138	100.0	84	54

（3）防犯設備・用具等の設置又は配備について

監査対象である233機関における防犯設備・用具等の設置又は配備状況は、平成30年10月1日現在において、次表（表14）のとおりであった。

なお、「その他」として設置又は配備されているものは、扉・窓開閉センサー、赤外線センサー、センサーライト、自動施錠、防護盾、警察官立寄所表示などであった。

現地調査を行った施設においては、防犯設備・用具の設置場所を記した図面を備えているところもあった。さすまたや防護盾、催涙スプレーを置いている施設においては、いずれも、事務執務室、職員室、警備員（守衛）室など、緊急時に職員がすぐに使用できる場所に配置されており、使用方法の訓練（講習）も実施されていた。また、防犯カメラ、侵入センサー、非常通報装置、防犯ブザーなどの作動状況の確認や、受付での来訪者の確認などが行われていた。なお、防犯カメラについては、設置している旨を表示している施設もあった。

表14 防犯設備・用具等の設置又は配備状況（平成30年10月1日現在）
（複数回答）

回 答	機関数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
防犯カメラ	58	24.9	33	25
インターホン	113	48.5	92	21
インターホン（モニター付）	32	13.7	26	6
非常通報装置	39	16.7	31	8
防犯ブザー	13	5.6	12	1
さすまた	82	35.2	76	6
警杖・警棒	8	3.4	6	2
カラーボール	3	1.3	3	0
催涙スプレー	8	3.4	5	3
来客者用受付簿	91	39.1	74	17
来客者用名札等	68	29.2	62	6
その他	37	15.9	23	14

注) 割合は、233機関における構成比

監査対象である233機関において、今後、設置又は配備が予定（追加を含む。）されている防犯設備・用具等については下表（表15）のとおりであった。

表15 今後予定されている防犯設備・用具等の設置又は配備（複数回答）

回 答	機関数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
防犯カメラ	4	1.7	2	2
インターホン（モニター付）	3	1.3	2	1
非常通報装置	2	0.9	2	0
防犯ブザー	3	1.3	0	3
さすまた	12	5.2	6	6
警杖・警棒	2	0.9	0	2
カラーボール	4	1.7	1	3
催涙スプレー	3	1.3	1	2
来客者用受付簿	2	0.9	2	0
来客者用名札等	2	0.9	2	0

注) 割合は、233機関における構成比

防犯設備・用具を設置している施設において、定期的又は必要に応じて、防犯設備・用具の点検を行っているところは、119施設（72.6%）であった。（表16）

点検を行っていない理由については、機器等の作動状況の確認を普段から行っているためや、電池等の消耗品交換のみで保守点検を必要としないためなどであった。

表16 防犯設備・用具の点検

回 答	機関数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
行っている	119	72.6	93	26
行っていない	45	27.4	34	11
計	164	100.0	127	37

注) 来客者用受付簿、名札等のみ配置している機関は除く。

(4) その他の取組について

監査対象である233機関において、その他の警備・設備面における防犯対策の取組の主な内容は、下表(表17)のとおりであった。

表17 警備・設備面におけるその他の取組の主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの来庁者が予想される行事や会議の際には、守衛や警備員に加えて、関係課の職員等が役割を分担し、周辺の警戒や混雑の整理に努めている。 ・ 夜間、休日等の機械警備委託 ・ 機械警備解除の暗証番号を随時変更 ・ 保安だよりを発行し、場内保安職員等に配付し防犯意識の高揚を図っている。 ・ 校内の全室から緊急放送ができるよう設備改修した。 ・ 不審者情報等を生徒、保護者へ迅速に伝えるため、メール配信システムを導入した。 ・ 校門での生徒の登下校指導 ・ P T Aが下校時間にバス停で見守り運動を実施 ・ 朝夕の巡回パトロールを実施 ・ 大会、イベント等の主催者に対して、注意喚起を行っている。 ・ 自転車置場に照明を設置 ・ 警察直通電話の設置

(5) 寄宿舎における状況について

学校等の寄宿舎がある10施設のうち、舎監や宿直者による巡回が行われているのは、9施設(90.0%)であり、1施設については、入所者がいないため巡回を行っていなかった。

また、緊急連絡網の整備、出入口の管理、施錠確認のほか、防犯カメラ、インターホン、非常通報装置、防犯ブザー、さすまた等の設置や配備、夜間機械警備などの対策が行われていた。

3 関係機関との連携について

(1) 警察・消防機関との連携について

施設（庁舎）管理を行っている215施設において、防犯対策について警察との連携があるのは、126施設（58.6%）であった。（表18）

警察との連携内容は、緊急連絡体制、不審者情報の共有、防犯訓練（講習）の実施、連絡会議の開催などであった。（表19）

その他、警察官による巡回や立ち寄りが行われているところや、地元警察署の防犯イベントを施設内で開催しているところもあった。

また、消防機関との連携については、緊急連絡体制や負傷者が発生した場合の搬送体制、連絡会議のほか、防犯訓練や消防訓練時の消防署員の指導・助言やAED操作等の応急手当講習を受けていることなどであった。

表18 警察との連携

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
ある	126	58.6	85	41
ない	89	41.4	63	26
計	215	100.0	148	67

表19 警察との連携内容（複数回答）

回 答	施設数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
緊急連絡体制	107	84.9	71	36
不審者情報の共有	81	64.3	65	16
防犯訓練（講習）の実施	55	43.7	53	2
連絡会議の開催	16	12.7	15	1
その他	17	13.5	6	11

注) 割合は、連携があると回答した126施設における構成比

(2) 自治会等の地域組織との連携について

施設（庁舎）管理を行っている215施設において、防犯対策について自治会等の地域組織との連携があるのは、16施設（7.4%）であった。（表20）

連携内容は、地域での防犯に関する協力体制や情報交換、地域見守り隊の協力、町づくり協議会や防犯協会との連携、学校安全委員会における地域関係者の出席、公民館主体の校区緊急連絡用メールグループへの参加による不審者情報共有、緊急時の連絡体制、巡回パトロールの実施などであった。

表20 地域組織との連携

回 答	施設数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
ある	16	7.4	13	3
ない	199	92.6	135	64
計	215	100.0	148	67

その他、校区小学校、教育委員会、PTA、警備会社、行政機関などと連携を図っているところもあった。

4 防犯対策の見直しや新たな取組について

(1) 防犯対策について日頃から実施している内容について

監査対象である233機関全てにおいて、日頃から防犯対策の取組が行われており、その内容については、下表(表21)のとおりであった。

表21 防犯対策について日頃から実施している内容 (複数回答)

回 答	機関数	割合(%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
緊急連絡網の整備	186	79.8	130	56
来訪者への声かけ	176	75.5	127	49
来訪者の出入りや行き来等の動静確認	163	70.0	121	42
看板等で出入口や受付を明示	163	70.0	118	45
出入口、時間外出入口の管理	161	69.1	130	31
施錠確認	215	92.3	157	58
地域や関係機関等からの不審者に関する情報収集	81	34.8	63	18
不審者や迷惑行為を行う者等に関する施設内での情報共有	206	88.4	143	63
職員の常時名札着用など、来訪者との区別	224	96.1	164	60

注) 割合は、233機関における構成比

(2) 防犯対策の新たな取組について

監査対象である233機関において、平成30年3月14日に発生した金沢市役所職員刺傷事件を受けて、利用者の安全確保を図るため、施設の防犯対策について見直しや新たな取組を行ったところは、34機関(14.6%)であった。

その主な内容については、次表(表22)のとおりであった。

表22 見直しや新たな取組の主な内容 (複数回答)

回 答	機関数	割合 (%)	内 訳	
			本庁及び出先機関	公の施設
防犯体制、防犯マニュアル、防犯訓練について ・ 守衛と警備員による庁舎内の巡回強化 ・ 不審者対応マニュアルの作成 ・ 防犯訓練の実施 ・ さすまた使用法の訓練実施 ・ 警察署員を招いての交通安全講習会に併せて、防犯に係る講義も依頼 など	12	35.3	10	2
防犯設備・用具等の設置や配備、警備について ・ 防犯カメラの設置、インターホン(モニター付)子機の増設 ・ さすまた、防護盾、催涙スプレー、警棒などの購入、配備 ・ 防犯設備・用具の設置場所の再確認、点検 ・ 現段階では防犯用具の配備がないため、どのようなものから取り入れていけばよいのかについて警察署に講話を依頼 など	21	61.8	18	3
訪問者対応について ・ 来訪者の出入りや行き来等の動静確認を従来より強めた。 ・ 受付における来訪者への声かけの徹底 ・ ネームプレートの着用と、訪問者一覧への記名の徹底 ・ 不審者対応フローチャートを作成 ・ 窓口や面会室などでの応接時には、複数の職員で対応 ・ 職員と来校者を区別するため、職員に名札を常時着用させた。 など	14	41.2	13	1
緊急時通報、連絡体制について ・ 全職員に通知を発出し、更なる防犯体制の強化を注意喚起 ・ 担当者連絡会議で、緊急時の連絡先について改めて周知 ・ 学校配信メールへの登録を生徒、PTAに強く勧め、緊急時の連絡手段の整備を進めた。 など	8	23.5	6	2
避難誘導について ・ 避難経路の再確認 など	3	8.8	2	1

関係機関との連携について ・地元警察署との対応の打合せ など	5	14.7	3	2
その他 ・防犯意識を向上させるための防犯教育 ・情報共有のきめ細かな実施 など	4	11.8	4	0

注) 割合は、防犯対策について見直しや新たな取組を行ったと回答した34機関における構成比

(3) 防犯対策や安全管理に関する課題等について

監査対象である233機関において、各機関から回答があった防犯対策や安全管理に関する課題等の主な内容は、下表(表23)のとおりであった。

表23 防犯対策や安全管理に関する課題等の主な内容

施設(庁舎)、設備の管理について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室は2階に配置されており、1階に防犯カメラがないため、不審者が侵入してきてもチェックのしようがない。 ・ 正面玄関に防犯カメラが設置できれば、早期対応や警察への情報提供がしやすくなる。 ・ 事務所が交番や消防署から離れているため、何かあった場合、警察官や消防署員が到着するまでに時間を要する。 ・ 夜間の職員が少なく、また女性職員が多い。 ・ 夜間は敷地の周囲が暗く人通りもない。防犯灯の増設等を検討していきたい。 ・ 入居している他機関とのスムーズな連携 ・ 車椅子利用者の避難誘導 ・ 屋外施設のため、どこからでも敷地内への立入りが可能であり、管理棟から離れた場所の状況確認が難しい。 ・ 土曜日、日曜日に部活動で施設を使用時の防犯が手薄になっている。 ・ 夜間は管理者がいがないため、状況が把握できない。 ・ 大会開催期間以外は無人となるため、防犯対策、安全管理が行いにくい。 ・ 規模が大きい公園での効果的な防犯対策や防犯訓練の実施内容
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な庁舎管理に向け、職員にルールを遵守してもらうための啓発 ・ 今後、防犯設備・用具を設置又は配備するためには、別途予算措置が必要 ・ 防犯対策や管理は必要だが、学校であり、地域・社会に開かれていなければならない。

第5 意見

今回の監査については、「県の施設における防犯対策について」をテーマとし、本庁、出先機関及び公の施設を対象に、「防犯対策の取組は行われているか」、「防犯対策の設備等は整備されているか」、「関係機関との連携が図られているか」について監査を実施した。

その結果、指摘や注意すべき事項はなかったが、一部において検討を要する事項があった。

については、各施設の管理者においては、以下の点に留意し、県庁舎をはじめとした県の施設における利用者及び職員のより一層の安全・安心の確保に努められたい。

1 防犯対策の取組について

(1) 不審者侵入対策（対応）マニュアル（以下「マニュアル」という。）については、学校教育施設、社会福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、公園施設などにおいて作成されていた。

学校教育施設のうち、教育委員会が所管する学校においては、「学校保健安全法」により、学校安全計画の策定及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成が義務付けられており、全ての学校でマニュアルが作成されていた。また、教育委員会では、「石川の学校安全指針」を作成しており、学校における児童生徒への安全教育や教職員による安全管理についての重点事項が示されている。

また、社会福祉施設においては、平成28年7月に発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設における殺傷事件などを機に、施設の状況に応じたマニュアルの作成など、各施設において防犯に係る安全確保対策が充実強化されている。

学校以外の出先機関及び不特定多数の者が利用する公の施設においては、マニュアルを作成しているところは一部にとどまっていた。

防犯対策は、火災や地震などの防災対策・防災教育と同様に、危機管理に対する職員等の共通理解と防犯意識向上のための取組や実践を通して確立されるものである。

既にマニュアルを作成している施設においては、非常事態に適確に対応できるよう、マニュアルの点検や実態に合わせたマニュアルの見直しを行うなど内容の充実を図り、職員等への周知徹底に努められたい。

また、マニュアルを作成していない施設においては、各施設の形態や利用者の状況等を勘案し、必要に応じて、不審者侵入対策も含めた施設の危機管理マニュアルの整備を検討されたい。

特に、不特定多数の者が利用する施設や、子ども、高齢者、障害者等配慮を要する者が多く利用する施設においては、不審者侵入時の対処方法や利用者の避難誘導の手順な

どについて職員の共通認識と適確な対応が必要であり、利用者及び職員の安全確保対策に万全を期されたい。

- (2) 防犯訓練（講習）については、警察や警備会社等の支援や協力を受け、マニュアルが作成されている施設の約7割で実施されており、その結果を踏まえ、施設内外の巡回の充実など新たな課題の発見や、マニュアルの見直しが行われた施設があった。

防犯訓練（講習）を実施している施設においては、不審者に対する対応パターンを複数想定しているところも見受けられた。

今後も、継続して実施することにより、様々な場面を想定した事態への対処能力を高めるとともに、職員等の防犯意識の向上と危機管理体制の充実に努められたい。

特に学校教育施設においては、寄宿舍を含め、当該地域等の実情にも考慮し、児童生徒等への安全教育をきめ細かく行うとともに、事件・事故の未然防止と、緊急事態発生時に教職員等が迅速かつ適確に対処できるよう、防犯訓練（講習）の更なる充実に努められたい。

また、防犯訓練（講習）を実施していない施設においては、各施設の特性や利用状況等を考慮の上、今後の実施について検討されたい。

- (3) 防犯に関する責任者を定めておくことは、施設の緊急事態発生時に、迅速かつ適確な対応につながると考えられることから、その必要性について十分検討されたい。

- (4) 防犯に関する委員会を設置している施設においては、マニュアルの作成・改定や防犯訓練（講習）、防犯設備の設置などを審議しており、その内容等について職員が閲覧し情報共有を図るなど、効果的に活用しているところが見受けられた。

防犯に関する委員会を設置していない施設においても、施設の特性や利用状況等を考慮の上、必要に応じて、委員会や連絡会議を開催するなどし、防犯体制の充実に努められたい。

2 防犯対策の設備等の整備について

これまでも各施設においては、警備員の配置や職員による施設内外の巡回、来客者受付簿や名札を備えて来訪者を確認するなどの防犯対策の取組を行っている。

昨今、庁舎や施設内において、不審者の侵入による刃物等の凶器を用いた事件が全国的に報道されており、こうした事件を受けて、防犯カメラや侵入センサー、非常通報装置の設置など防犯設備の充実を図った施設や、さすまたなどの防犯用具を新たに配備した施設もあった。

(1) 防犯設備・用具等については、法令上の設置義務はないものの、施設の防犯対策や利用者及び職員の安全確保対策を強化・補完するものとして、各施設の規模、立地条件、周辺環境、建物配置・構造、職員配置、利用者の状況等に応じて、必要な設備・用具等の設置や配備が考慮されるべきものとする。

今回の調査では、建物の構造上、人の出入りが確認できない、広い敷地であり目が行き届かない、夜間は職員が少ないなど、防犯面での課題をあげているところも多くあった。

このようなことから、各施設の実情を踏まえ、有効性や経済性を十分考慮し、効果的かつ計画的な防犯設備・用具等の活用や整備を検討されたい。

(2) 各施設においては、職員等に、防犯設備・用具等の設置場所を周知させるとともに、緊急の場合に適確に使用できるよう、日頃から防犯設備・用具等の操作方法の訓練に取り組まされたい。

さらに、防犯設備・用具等については、日常的な作動状況の確認を行い、定期的又は必要に応じて点検するとともに、異常及び不具合が発見された場合は、速やかに改善を行うよう適切な管理に努められたい。

3 関係機関との連携について

防犯対策を効果的に取り組むためには、地元警察署や消防機関と緊密な連携を図ることや、自治会等の地域組織の協力を得ることが重要である。

学校においては、登下校時を含めた児童生徒の安全確保対策の充実を図るため、地域住民、地域組織、保護者、警察等の関係機関・団体と連携することにより、防犯に関する情報共有と連携協力体制が拡充強化されてきているところもあった。

また、他の施設においても、警察による巡回パトロール、地元町会や関係団体、行政機関との防犯に関する情報共有や連絡体制などの連携協力が行われているところも見受けられた。

今後とも、各施設においては、利用者等が安全・安心に利用できるよう、関係機関との連携協力体制の構築に努められたい。

4 防犯対策の見直しや新たな取組について

各機関においては、日頃から緊急連絡網の整備など防犯対策についての取組を行っているところであるが、平成30年3月に発生した金沢市役所職員刺傷事件を受けて、マニュアルの作成、防犯訓練の実施、防犯カメラの設置、さすまた等の防犯用具の配備、緊急時

の通報、連絡体制の見直し等を行うなど、防犯対策の充実を図ったところもあった。

- (1) 総務部管財課では当該事件を受けて、本庁各課及び出先機関に対し、防犯体制の再確認と更なる強化を図るよう周知を行った。

本庁及び出先機関の庁舎管理者は、庁舎等の保全及び秩序の維持と安全確保体制を確実に遂行するとともに、今後とも様々な機会を捉え、防犯対策についての注意喚起と検証を行い、組織としての施設管理と職員全体の防犯意識の向上に取り組まれない。

また、複数の機関が入居する庁舎においては、庁舎内の各所属・団体との必要な情報共有や連携協力体制の整備・確保に努められたい。

- (2) 公の施設においては、当該施設が多く数の県民等が利用する施設であることを踏まえ、具体的な危険発生場面を想定した防犯対策や安全管理体制の整備・確保に努められたい。

なお、指定管理施設の所管課は、利用者等が安心して利用できるよう、各施設の防犯体制の整備や安全管理対策に万全を期すよう指導されたい。

5 結び

今回の監査においては、県の施設における防犯対策について監査を実施し、検討を要する事項などを共通の意見として述べたところである。

昨今、庁舎や施設内において、不審者の侵入による凶器を用いた事件が全国的に発生している。

こうした中、県の施設においても、利用者等の安全・安心の確保のための取組は、施設運営の最重要課題であり、より一層の防犯対策の充実が求められる。

一方、県の施設は、県民等の利用者にかかれた施設であることにも十分配慮する必要があり、施設の防犯対策については、日頃から職員が高い防犯意識を持ち継続的に取り組むことが重要である。

各施設の管理者においては、今回の監査の結果及び意見を参考とされ、今後とも、利用者等の安全・安心の確保に万全を期することを期待して、結びとする。

監査対象機関

知事部局	61 奥能登農林総合事務所	121 翠星高等学校
1 管財課	62 珠洲農林事務所	122 野々市明倫高等学校
2 自治研修センター	63 農業試験場	123 金沢錦丘高等学校
3 東京事務所	64 農業試験場 能登駐在	124 金沢錦丘中学校
4 小松県税事務所	65 砂丘地農業研究センター	125 金沢泉丘高等学校
5 金沢県税事務所	66 畜産試験場	126 金沢二水高等学校
6 中能登総合事務所	67 能登畜産センター	127 金沢伏見高等学校
7 奥能登総合事務所	68 林業試験場	128 金沢辰巳丘高等学校
8 消防学校	69 大日川ダム管理事務所	129 金沢商業高等学校
9 能登空港管理事務所 (能登空港を含む)	70 南部家畜保健衛生所	130 工業高等学校
10 美術館	71 北部家畜保健衛生所	131 金沢桜丘高等学校
11 歴史博物館	72 北部家畜保健衛生所 能登駐在所	132 金沢西高等学校
12 白山ろく民俗資料館	73 水産総合センター	133 金沢北陵高等学校
13 能楽堂	74 水産総合センター 生産部志賀事業所	134 金沢向陽高等学校
14 石川四高記念文化交流館	75 水産総合センター 生産部美川事業所	135 内灘高等学校
15 女性センター	76 内水面水産センター	136 津幡高等学校
16 南加賀保健福祉センター	77 競馬事業局	137 宝達高等学校
17 南加賀保健福祉センター 加賀地域センター	78 南加賀土木総合事務所	138 羽咋高等学校
18 石川中央保健福祉センター 保健部	79 大聖寺土木事務所	139 羽咋工業高等学校
19 石川中央保健福祉センター 河北地域センター	80 石川土木総合事務所	140 志賀高等学校
20 石川中央保健福祉センター 福祉相談部 (社会福祉会館)	81 県央土木総合事務所	141 鹿西高等学校
21 石川中央保健福祉センター 福祉相談部 (社会福祉会館別館)	82 津幡土木事務所	142 七尾東雲高等学校
22 能登中部保健福祉センター	83 中能登土木総合事務所	143 七尾高等学校
23 能登中部保健福祉センター 羽咋地域センター	84 中能登土木総合事務所 のと里山海道課	144 田鶴浜高等学校
24 能登北部保健福祉センター	85 羽咋土木事務所	145 穴水高等学校
25 能登北部保健福祉センター 珠洲地域センター	86 奥能登土木総合事務所	146 門前高等学校
26 七尾児童相談所	87 奥能登土木総合事務所 分室	147 能登高等学校
27 リハビリテーションセンター	88 珠洲土木事務所	148 輪島高等学校
28 保健環境センター	89 大聖寺川ダム統合管理事務所	149 飯田高等学校
29 こころの健康センター	90 赤瀬ダム管理事務所	150 加賀聖城高等学校
30 中央病院	91 犀川ダム管理事務所	151 小松北高等学校
31 高松病院	92 内川ダム管理事務所	152 金沢中央高等学校
32 総合看護専門学校	93 安原・高橋川工事事務所	153 羽松高等学校
33 南部小動物管理指導センター	94 金沢港湾事務所	154 七尾城北高等学校
34 いしかわ子ども交流センター	95 七尾港湾事務所	155 盲学校
35 いしかわ子ども交流センター 小松館	96 金沢城・兼六園管理事務所 (金沢城公園、兼六園を含む)	156 ろう学校
36 いしかわ子ども交流センター 七尾館	97 手取川水道事務所	157 明和特別支援学校
37 保育専門学園	98 手取川水道事務所 送水管理分室	158 いしかわ特別支援学校
38 児童生活指導センター	99 手取川総合開発記念館	159 小松瀬領特別支援学校
39 白山自然保護センター	議会	160 錦城特別支援学校
40 消費生活支援センター	100 議会事務局	161 小松特別支援学校
41 職業能力開発プラザ	教育委員会	162 七尾特別支援学校
42 大阪事務所	101 小松教育事務所	163 七尾特別支援学校 輪島分校
43 工業試験場	102 金沢教育事務所	164 七尾特別支援学校 珠洲分校
44 九谷焼技術センター	103 中能登教育事務所	165 医王特別支援学校
45 計量検定所	104 奥能登教育事務所	166 医王特別支援学校 小松みどり分校
46 九谷焼技術研修所	105 教員総合研修センター	
47 九谷焼技術者自立支援工房	106 生涯学習センター	
48 小松産業技術専門校	107 生涯学習センター 能登分室	
49 金沢産業技術専門校	108 図書館	
50 七尾産業技術専門校	109 輪島漆芸技術研修所	
51 能登産業技術専門校	110 金沢城調査研究所	
52 石川障害者職業能力開発校	111 大聖寺実業高等学校	
53 南加賀農林総合事務所	112 大聖寺高等学校	
54 加賀農林事務所	113 加賀高等学校	
55 石川農林総合事務所	114 小松商業高等学校	
56 石川農林総合事務所 森林部	115 小松工業高等学校	
57 県央農林総合事務所	116 小松高等学校	
58 津幡農林事務所	117 小松明峰高等学校	
59 中能登農林総合事務所	118 寺井高等学校	
60 羽咋農林事務所	119 鶴来高等学校	
	120 松任高等学校	

公の施設(指定管理)	
167	石川県政記念しいのき迎賓館
168	音楽堂
169	卯辰山相撲場
170	武道館
171	西部緑地公園テニスコート
172	いしかわ総合スポーツセンター
173	サッカー・ラグビー競技場
174	野球場
175	自転車競技場
176	白山一里野シヤンツェ
177	西部緑地公園陸上競技場
178	精育園
179	錦城学園
180	青少年総合研修センター
181	母子・父子福祉センター
182	室堂センター、室堂くろゆり荘、室堂こざくら荘、室堂御前荘、室堂白山荘
183	南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場野営場、中宮温泉野営場、市ノ瀬野営場
184	白山国立公園センター
185	輪島エコロジーキャンプ場
186	能登千里浜休暇村野営場
187	木ノ浦健民休暇村野営場
188	のと海洋ふれあいセンター
189	片野鴨池健民自然園
190	夕日寺健民自然園
191	ハイテク交流センター
192	伝統産業工芸館
193	産業展示館
194	山中漆器産業技術センター
195	いしかわ動物園
196	ふれあい昆虫館
197	海の自然生態館
198	森林公園
199	県民の森
200	健康の森
201	国際交流センター
202	湖南運動公園
203	滝港マリーナ
204	金沢港金石地区船だまり
205	加賀沿岸流域下水道(梯川処理区)
206	加賀沿岸流域下水道(大聖寺川処理区)
207	犀川左岸流域下水道(汚泥共同処理施設を除く)
208	犀川左岸流域下水道(汚泥共同処理施設に限る)
209	いしかわ四高記念公園
210	本多の森公園
211	健民海浜公園
212	奥卯辰山健民公園
213	犀川緑地
214	栗津公園
215	北部公園
216	白山ろくテーマパーク
217	西部緑地公園
218	手取公園
219	松任海浜公園
220	大野湊緑地公園
221	能登歴史公園
222	木場潟公園
223	白山青年の家
224	白山ろく少年自然の家
225	鹿島少年自然の家
226	能登少年自然の家

227	自然史資料館
228	埋蔵文化財センター
公の施設(直営)	
229	中宮展示館
230	医王山ビジターセンター
231	海洋漁業科学館
232	鞍月セントラルパーク
233	石川ウッドセンター

平成30年度行政監査報告書

平成31年3月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp